

令和6年（ワ）第2744号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 伊藤 岳

準備書面（4）

2025年9月4日

さいたま地方裁判所第2民事部2B係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士	小	林	亮
同	長	澤	
同	加	藤	健
同	尾	林	芳
同	山	崎	
同	山	田	大



本書面は、原告主張の本件発言が甲6号証のとおりとしても（音源の提出がないので後述の通り確認不可能であるが）、名誉毀損における「事実の摘示」ではなく、「意見ないし論評」であること、すなわち、「公正な論評の抗弁」を主張するものである。

第1 「事実の摘示」と「意見ないし論評」

1 事実の摘示による名誉毀損

事実の摘示による名誉毀損の場合、①当該行為が公共の利害に関する事実に係り、②専ら公益を図る目的に出た場合において、③摘示された事実が真実であるとの証明がなされれば、違法性を欠く。さらに、③の要件が満たされ

ない場合であっても行為者がその事実を真実と誤信するにつき相当の理由があるときは、故意又は過失を欠くとするのが判例である（最判昭和44年6月25日）。

2 「意見ないし論評」による名誉毀損

他方、「意見ないし論評」による名誉毀損の場合には、①当該行為が公共の利害に関する事実に係り、②専ら公益を図る目的に出た場合において、③意見ないし論評の前提とされる事実が主要な部分において真実であれば、④人身攻撃に及ぶなど論評の域を逸脱しない限り、当該論評は違法性を欠く。さらに、③の要件が満たされない場合であっても行為者がその事実を真実と誤信するにつき相当の理由があるときは、故意又は過失を欠くとするのが判例である（最判平成9年9月9日）。

3 両者の区別の基準

そこで、両者の区別の基準が問題となる。

最高裁判例（最判平成16年7月15日）は、「証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきであり、「法的な見解の正当性それ自体は、証明の対象とはなり得ないものである」ので、「その前提として・・・事実の摘示を含むものというべき場合があることは否定し得ないが、法的な見解それ自体は・・・意見ないし論評の表明に当たるものというべきである」と述べている。

第2 本件発言の検討

1 原告の主張

原告は、本件発言は、「原告が『権力側』即ち与党側から『本を出さないか』と言われ、それに応じて本を出した」との事実を摘示するものであると主張している。

しかし、甲6の文書を見ると、被告は、原告の主張するような単純な発言を

したわけではない。甲6の文書によれば、被告の発言は、「原告のそのような発言に今の権力側が目をつけ、本を出さないか、雑誌のインタビューに応じないか、いろいろ攻勢をかけていた。彼はそれに応じて本を出した。」というものである。

この発言では、被告は、権力側が「本を出さないか、雑誌のインタビューに応じないか、いろいろ攻勢をかけていた。」と述べているのである。そして、「彼はそれに応じて本を出した。」と言っているのである。被告は、権力側からの働きかけの内容を「本を出さないか」に特定することなく、「いろいろ」な「攻勢」として幅広く捉えている。

これに対し、原告は、「雑誌のインタビューに応じないか、いろいろ攻勢をかけていた」という被告の発言を捨象したうえで、被告の発言から「本を出さないか」という部分だけを抽出して、これに「それに応じて本を出した」という言葉を繋ぎ合わせ、被告による事実の摘示であると主張している。

原告の事実摘示に関する主張は、被告の発言を恣意的に要約し、発言内容を歪めるものであって不当である。

付言すれば、「『権力側』即ち与党側」の「即ち与党側」との部分は、原告による不適切な加筆である。「権力側」は「与党側」よりも幅の広い概念である。

2 本件発言の趣旨

被告準備書面（3）でも述べたとおり、本件演説は、岸田大軍拡の信認を目指し、与党権力の大攻勢の4つの攻勢が始まっているという状況のなかで、4番目の攻勢として、反共攻撃をさらに進めるものとして、権力側が党の内部に手を突っ込んで党の内部から攪乱しようとする新たな攻撃として松竹問題を捉えている。

甲6号証によれば、被告の発言の要点は、以下の点にある。

「原告は、安保を認めるべき、米軍基地も容認すべき（安保条約堅持）、一定の軍拡が必要だ（自衛隊合憲）という主張をし、そのように党の綱領を

変えるため党首公選制の実現を求めるなど、いろいろな本で、党の根本的考えと違う発言をしていた。そのような原告の発言通りに党が変わってしまったら戦えない。党が取り込まれてしまう。」

「原告のそのような発言に今の権力側が目をつけ、本を出さないか、雑誌のインタビューに応じないか、いろいろな攻勢をかけた。それに応じて、今回の本を出した。」

「原告のブログなど見ても原告の考えは取り込まれている。党の内部でも党を批判している党员がいるということで党が時代遅れであると権力側の党攻撃に利用された。これが松竹問題の真相だと思う。」

このように、被告は、本件書籍の出版の背景事情について、原告の本件書籍以前の著書の内容、権力側の共産党攻撃の状況、新聞・雑誌のインタビュー記事の内容などを総合考慮して、原告の本件本の出版についての被告の評価を抽象的・概括的に述べたものである。

従って、本件発言は、証拠等による証明になじまない政治的な論評であって、被告の「意見ないし論評」の表明に属するものである。

第3 「意見ないし論評」の前提事実

1 原告の経歴

原告は、1974年、日本共産党に入党した。

その後、同党中央委員会に専従職員として勤務し、1989年から同党国會議員事務局員、1997年から同党政治・外交委員会副責任者、2000年から同党政策委員会委員などを務めた。

2006年9月30日付けで同党中央委員会を退職し、その後は、かもがわ出版に就職して、出版社の職員として就労していた。

2 本件書籍以前の原告による書籍の公刊

(1) 原告による書籍の公刊

原告は、党中央委員会を退職後、本件書籍以前にも多くの書籍を公刊して

いる。しかし、書籍の内容を見ると、以下のとおり、自衛隊の問題や日米安全保障条約の問題に関して、日本共産党の綱領とは異なる内容の原告の見解が述べられている。

（２）『憲法九条の軍事戦略』

原告は、２０１３年４月１５日付けで、『憲法九条の軍事戦略』（平凡社新書）を発刊している。

この書籍のなかには、次のような記述がある。

「専守防衛という考え方が、戦後日本の軍事戦略の一部をなしてきた。正確に表現すれば、本音としての安保抑止戦略に隠された建前としての部分ということになる。その建前も、本音の都合で大きくゆがめられてきた。しかし、専守防衛の考え方は、言葉の本来的な意味を回復させることにより、九条の軍事戦略においてもベースとなり得るのではないだろうか。」

（１２２頁）。

「また、日本の政治戦線において、安保条約の廃棄をかける政党は日本共産党だけだという現実もある。そうした状況下では、安保を廃棄して九条の軍事戦略でやっていこうと単純に提起しても、政権を獲得するほどの多数派までにはいたらないことは明白である。だから、日本共産党も連立政権では安保条約の問題を棚上げするとたびたび表明しているように、現実にありうる選択肢は、安保条約が維持されたままで、どう軍事戦略を構築するかなのである。そして、その新しい九条の軍事戦略が実施されている期間を通じて、安保をどうするかということに国民の判断が下されているものと思う。」（１８４頁、傍線は被告代理人）。

（３）『改憲的護憲論』

原告は、２０１７年１２月２０日付けで、『改憲的護憲論』（集英社新書）を発刊している。

この書籍のなかには、次のような記述がある。

「これまでの共闘は、自衛隊の海外派兵を阻止することでしたから、自衛隊そのものが合憲か違憲かの違いを脇においてすすめることができました。

しかし、いま求められている共闘は、それとはレベルの異なるものです。集团的自衛権の閣議決定を撤回させようと思えば、そのための政府を樹立しなければなりません。あるいは、周辺諸国との間で安定的な平和の関係を確立しようと思えば、やはりその課題に取り組む政府が求められます。

政府構想で協力する場合、自衛隊の廃止で一致するのではない限り、自衛隊の存在を前提としたものとなります。ところが、自衛隊違憲論のままでは、専守防衛の枠内であれ自衛隊の運用に賛成することはできません。非武装中立の護憲派に求められるのは、そこでの決断です。いまさら信念である自衛隊違憲論を変えよとまでは言いません（変えても構いませんが）。しかし、国民の生命を守るための活動、生命の尊重義務を国家に課している憲法そのものの存立に必要な活動は、自衛隊が担うのであれ別の誰が担うのであれ、等しく合憲とみなす程度のことは必要でしょう。」

（218頁、傍線は被告代理人）。

（4）原告の見解

上記（2）及び（3）の原告の見解には、2つの特徴がある。

一つ目は、自衛隊の問題について、憲法九条の下においても自衛隊を合憲の存在として位置づけるということである（自衛隊合憲論）。

二つ目は、日米安保条約を維持したままで、どのように軍事戦略を構築するかを考えるというものである（日米安保容認論）。

しかし、これらの見解は、日本共産党の綱領で明らかにしている基本政策とは明確に異なる。

同党の綱領は、自衛隊が憲法違反であること（自衛隊違憲論）を前提として、「自衛隊については、海外派兵立法をやめ、軍縮の措置をとる。安保条約廃棄後のアジア情勢の新しい展開を踏まえつつ、国民の合意での憲法九条

の完全実施（自衛隊の解消）に向かつての前進をはかる。」というものである。

また、同党の綱領は、日米安保条約については、「日米安保条約を、条約第十條の手続き（アメリカへの通告）によって廃棄し、アメリカ軍とその軍事基地を撤退させる。対等平等の立場にもとづく日米友好条約を結ぶ。」というものである（日米安保廃棄論）。

原告の見解は、同党の基本政策とは相容れないものであった。

4 権力側の共産党攻撃

（1）日本共産党の特徴

ところで、日本共産党は、2025年で創立103年を迎える政党である。綱領では、「異常な対米従属」と「大企業・財界の横暴な支配」という日本の政治のゆがみをただし、「国民が主人公」となる新しい民主主義の日本を作ること为目标に掲げている。

さらに、人類は、未来社会において、資本主義を乗り越え、人間の自由で全面的な発展が可能となる社会主義・共産主義の社会に進むことを展望している。

その改革は、選挙で示された国民多数の意思にもとづいて平和的に改革を進めていくものである。また、社会発展のあらゆる段階で、思想・信条の違いを超えて、国民の切実な願いを実現する一致点で、共同を進めていくものである。

（2）権力側からの共産党攻撃

しかしながら、日本共産党の103年の歩みは、現状の政治支配を維持しようとする権力側からの非難や攻撃にさらされ、それを打ち破りながら、党の成長を図っていく、権力側との攻防のプロセスであった。

戦前は、天皇絶対の専制政治のもとで、日本共産党は非合法とされ、治安維持法によって、党員は弾圧や迫害にさらされた。そのなかでも、同党は、

「国民主権」「侵略戦争反対」の旗を掲げ続けた。戦前のたたかいは多くの先人たちの犠牲をともなった苦難の道であったが、戦後の日本国憲法に「国民主権」「基本的人権」「恒久平和」として結実した。

戦後、同党は、国政選挙で3回にわたる躍進を経験した（1960年代～1970年代、1990年代後半、2010年代）。

しかし、そのたびに同党の躍進をおそれた権力側は、共産党攻撃と政界の再編でこれにこたえ、同党は、これとのたたかいのなかで新たな前途を切り開いてきた。

5 2015年から2022年の政治状況

(1) 「市民と野党との共闘」の呼びかけ

日本共産党は、2015年、安倍政権が進めた「戦争法」＝安保法制に反対する国民的たたかいの高揚のなかで、同年9月19日、「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」を提唱し、野党の全国的規模での選挙協力と呼びかけた。同党が、共闘の道に踏み出したことは、「政治を変えたい」という多くの国民を期待に応えるものであり、大義のある選択であった。

(2) 「市民と野党の共闘」の進展

「市民と野党の共闘」は、確かな成果をあげてきた。

2016年と2019年の参議院選挙では、全国32の1人区すべてで野党統一候補を実現し、16年には11の選挙区、19年には10の選挙区で勝利をかちとった。

2017年の衆議院総選挙は、「希望の党」による共闘破壊の大逆流が起こるもとでも、共闘を守り抜き、32の小選挙区で共闘勢力が勝利した。

2021年の衆議院総選挙は、共通政策、政権協力、選挙協力の合意をつくり、政権交代に正面から挑戦し、権力側の激しい攻撃のなかでも、59の小選挙区で勝利をかちとった。

6 権力側の共産党攻撃の激化

しかし、他方で、２０２１年の衆議院総選挙から、権力側からの激しい共産党攻撃が始まった。

２０２１年総選挙では、現状の政治支配を維持しようとする権力側が、「安保・外交政策が違う政党が組むのは野合」「（自公の）自由民主主義政権か、共産主義（が参加する）政権かの体制選択選挙」などと、「共産党と協力するな」という激しい攻撃を行った。

権力側からの攻撃は、テレビ、新聞、雑誌などのマスメディアやインターネットを利用した権力側の戦略であった。

7 新聞、雑誌のインタビュー記事など

本件書籍の発刊は、２０２３年１月１９日である。これに先立って、原告は産経新聞などの各種新聞、各種の雑誌など、マスメディアからのインタビューに応じていた（乙１～６）。『週刊文春』（１月２６日号）には、「共産党激震！志位委員長に３冊の挑戦状」という見出しで、日本共産党に対する批判的内容を含む記事が掲載された（乙８）。

本件書籍の出版後も、原告は、マスメディアからのインタビューに応じている。その状況は、被告準備書面（３）第２に記載したとおりである。

8 「株式会社文藝春秋」の保守的傾向

本件書籍は、２０２３年１月１９日、「株式会社文藝春秋」の「文春新書」から出版されている。同社は、１９２３年に創設された大手出版社であり、総合出版社として、雑誌、書籍の発行、デジタルメディア、イベントなど様々な事業を展開している。

同社の代表的な雑誌として、総合月刊誌「文藝春秋」、総合週刊誌「週刊文春」があることはよく知られている。文藝春秋誌は１９７５年１２月から１年間にわたって立花隆の「日本共産党の研究」を連載、国会での自民党、民社党議員の日本共産党攻撃発言と合わせて大々的なキャンペーンを展開したこともよく知られている。これらの雑誌は、保守的な論調を基調としてい

るため、日本共産党、社会党や社会民主党など左派政党には批判的な傾向があると見られている。

9 まとめ

以上の前提事実を総合的に考慮すれば、日本共産党の党员である原告が、既刊の書籍で同党の基本政策とは相容れない自衛隊合憲論及び日米安保容認論を主張していたところ、これに着目していた権力側から、2021年から2022年の政治状況のなかで、たとえば「本を出さないか」「新聞、雑誌のインタビューに応じないか」など「いろいろ」な働きかけがあつて、原告がそれらに応じるかたちで、新聞、雑誌のインタビューなどに応じ、原告が本件書籍を出版したと評価することは極めて合理的である。

加えて、反共的出版傾向を強く持つ文藝春秋社が、本件出版に際し、大々的な記者会見などを仕組み、共産党内部から共産党路線についての批判出されていると反共的な宣伝を行った（乙7）。しかも、原告は、同党中央委員会で専従職員としての勤務経験がある現役党员であつた。同党中央委員会の党政策委員会に所属していたこともあり、もともとは権力側への強い警戒心を持っていたはずである。原告がそのような立場であれば、権力側にある

「株式会社文藝春秋」に対して、共産党攻撃の本件書籍の出版を持ちかけることは通常では想定できない。そのような事実を総合するなら、原告の行為が、権力側の共産党攻撃に利用され、取り込まれていると評価することは当然なことである。

以上から、「意見ないし論評」の前提とされる事実は、主要な部分において真実であり、本件では、人身攻撃に及ぶなど論評の域を逸脱しないことは明白であるから、本件発言は、違法性を欠くものである。

以上